

## 台湾総督府の文書管理規程

—情報管理と統治という視角を通じて—

熊 本 史 雄

—

筆者は、昨年度、勤務校である駒澤大学より、特別研究助成（個人研究）を受けた<sup>(1)</sup>。研究題目は、「近代日本の公文書管理制度にかんする基礎的研究—外政機関を中心に—」。近代日本の外政機関（台湾総督府・朝鮮総督府・南洋庁）が執り行ってきた公文書の管理、すなわち公文書の処理、施行、保存という文書行政の三過程について定めた法令・規程類を、網羅的に収集・分析することが目的である。

また、さらなる目的として、「近代史料学」の構築も盛り込んだ。これは、日本近代史研究でこれまで等閑に付されがちだった、歴史的公文書（アーカイブズ）の形成過程の解明を念頭に置いて、文書学的な視点から政治過程の解明を精緻化し深めていくための視座を得ようという意図に基づくものである。その方法と見通しについては、このほど別稿にて論じる機会を得たので、ここでは再言しない。本稿では、台湾総督府における文書管理規程のうち、植民地研究を進めていくうえで興味深いと思量される史料を開府直後の時期に絞って紹介することとした。

とはいえ、台湾総督府の文書管理規程については、その地方庁も含め、水野保がすでに詳細に検討している。<sup>(3)</sup> 水野は、台湾総督府開府以後の、軍政下と民政復帰後における本府と地方庁の文書管理規程（官制や条例、分課規程、処務規程などを含む）のうち、基本的で重要なものを紹介・解説した。そこでは、本国（内務省などの中央機関や東京府などの地方庁）における文書管理との類似性が指摘され、さらに台湾総督府民政局を事例に、同局にかんする複数の文書管理規程が上位から下位にまで階層的に紹介された。

また、檜山幸夫は、処理、施行、保存という文書行政の三過程に即して、台湾総督府における文書管理について概述している。<sup>(4)</sup> 加えて檜山は、台湾総督の律令制定権と緊急律令制定権に着目し、台湾統治の体制を「明治二八年台湾総督府仮条例体制」「明治二九年台湾総督府条例体制」「明治三〇年台湾総督府官制体制」と定義づけるとともに、<sup>(5)</sup> その後の官制の改正過程を踏まえて、「大正八年官制体制」「昭和一七年官制体制」を提唱するに至った。<sup>(6)</sup>

以上の成果を踏まえ、本稿では、以下の四点の史料を紹介したい。第一に、民政支部の文書管理がうかがえる「台湾民政支部事務分担」、第二に、台湾民族統治方法を模索した「諭告文体」、第三に、同様の観点から旧慣保護について対応した通達「旧制旧慣ニ関スル法案ハ臨時調査掛ニモ回付」、第四に、内国電報の保存にかんする「電報原書及付属書類保存期限」である。これらは、先の水野や檜山による論考においても詳しくは紹介されていない。先学の成果を補う意味合いからも、今回、紹介する次第である。

## 二

明治二八年五月二一日に台湾総督府仮条例が制定された後、民政局における文書管理や処務規程が相次いで整備されていった。すなわち、「民政局文書取扱規程」（同年八月七日）、「民政局分課規程」（同月二三日）、「民政局文書課事務規程」

（同月二七日）、「民政局執務心得」（同月三一日）、「民政ニ関スル日令公布手続」（同年一〇月六日）、「民政局所属官衙文書進達方注意」（明治二九年一月二七日）と、段階的に関連規程が制定されていったのである。【史料1】は、明治二九年三月六日付で台湾民政支部長が報告した、「台湾民政支部分担」である。台湾総督府は、前年（明治二八年）九月二三日に「民政支部分担スル文体式」を制定し、また、前述のとおり民政局における文書管理規程をはじめとする関連規程の整備を進めていた。しかしながら、民政支部分担は未制定のままだった。そこで、こうした事態を解消すべく、民政支部長からの「報告」を基に、このとき「分担」を定めたのである。それによると、民政支部分担は、四課体制のもと、計一三係によつて構成されていた。注目すべきは、第三課の警務係だろう。理蕃事業に直接かかわる部署だけあつて、所掌事項が他の係よりも格段に多い点が特徴的だといえる。

ところで、台湾が本国とは実質的に異なる法域と位置づけられたことは、広く周知のところだろう。明治三十一年（一九〇八）七月、本国における民法全五編の施行と同時に、民事、商事、刑事にかんする律令とその施行規則が發布され、民法、商法、刑法、民事訴訟法およびその付属法が台湾に施行されるとなったものの、実際には、現地台湾の旧制・旧慣を尊重して、「現行」の例に依ることが認められたのである。<sup>7)</sup>

この方針については、すでに前年（明治三〇年）八月三日、閣議において内決した「台湾施政方針」が松方正義総理より乃木希典台湾総督宛に回送されていた。そこには、全一六項目にわたつて方針が示されていたが（本稿では省略）、その前文には、「（前略）其統治権ヲ完取シタルモノナルカ故ニ土地人民ヲ併セテ我ニ帰シタルヤ論ナシ。然トモ住民ニシテ旧国ヲ思ヒ前主ヲ慕フ者モ亦コレ有ランニ此輩ヲシテ強テ新治ニ屈服セシムルハ不仁ニ似タリ〔中略〕故ニ我政府ハ此際断然令ヲ布キ台湾ノ弁髪ヲ断タシメ其服装ヲ易ヘシメ其阿片烟ヲ喫スルヲ禁シ凡百ノ制度ヲシテ日本本国ノ民ト同シカラシムルコトヲ得ヘシ。之ヲ急治ト云フ〔後略〕<sup>8)</sup>」とあった。また、これに先だつこと一ヵ月、立案者不明ながら「台湾布政の

急要問題」(同年七月二日立案)なる文書も作成されており、そこでも、台湾先住民族に分かりやすい文言で布令することの必要性や、彼らの「旧慣習俗」を「参酌」することの重要性が謳われている<sup>(9)</sup>。

【史料2】は、右の「施政方針」や意見書に先立つ明治二八年十一月六日に、佐倉孫三<sup>(10)</sup>によって建議された「告諭文書ヲ改ムルノ議」である。これが契機となつて、同年、台湾総督府訓令第二三号として制定されることとなった。佐倉は、後掲の註に掲げたように、台湾において主として警察業務に従事した人物である。佐倉の建議書に続けて、台南民政支部鳳山出張所長の芝原亀二による意見書など、関連史料も一緒に翻刻したので参照いただきたい。【史料3】は、明治三〇年三月四日民政局長決裁「旧制旧慣ニ関スル法案ハ臨時調査掛ニモ回附」である。前述のとおり、台湾先住民族の旧制旧慣を尊重することが認められたが、そうした方針に沿った法案を臨時調査掛にも回付するようという内容の通達である。台湾統治のあり方を模索しつつ、その情報の共有を重視していた点がかがえる史料だといえよう。

右の事例にも表れているように、台湾を「特別統治」にするのか「内地延長」にするのかという統治方針については、為政者たちの議論的であり続けてきた。この点については、すでに多くの先行研究が言及している<sup>(11)</sup>。その態様を明らかにすることは本稿の責ではないのでここでは割愛するが、内地(内国)から台湾総督に接到した電報の取扱について、【史料4】「電報原書及附属書類保存期限」(明治三〇年九月八日民政局長決裁)は、興味深い視座を与えてくれる。

台湾総督府が作成・発受した文書の保存業務は、明治二九年九月八日に制定された「民政局文書保存規則」に基本的に依拠していた<sup>(12)</sup>という。同規則によれば、その保存年限は、文書の内容の重要度に応じて、「永年」(第一種)、「一五年」(第二種)、「五年」(第三種)、「二年」(第四種)の四段階に定められていた。この四種は、明治三八年に制定された「台湾総督府官房並民政部文書保存規則」でも変更されることなく、昭和戦時期まで継承された<sup>(13)</sup>。

ところが、この通達では、「内国電報原書及附属書類」を「六箇月保管」した後、「焼棄」処分するよう求めている。こ

の通達が先の保存規則とどのように整合していたのか、さらには、「特別統治」「内地延長」の議論のなかでどのように解釈され位置づけられたのか、これらについては今後、検討して行く必要があると考えている。

### 三

以上の四点の史料は、近代日本が領有した植民地台湾における情報管理と統治のあり方を考察する上で、いずれも興味深いものである。文書管理規程を網羅的に収集・分析することは、台湾総督府の作成・授受した公文書を理解するうえで欠かせない作業である。ただし、そうした理解の先には、植民地行政のあり方を精緻に描くことが重要な課題として待たれている。否、そうした歴史叙述を模索することが、文書管理規程を体系的に理解することの目的として設定されるべきだろう。<sup>(14)</sup>台湾総督府以外の文書管理規程の収集・分析も併行して行い、来たる『近代日本公文書管理制度史料集―地方行政機関編―』の刊行へと、繋げていきたい。

なお、史料の翻刻にあたっては、原文書中の旧字・俗字・異体字を現在通行の字体に改め、編者で件名や注記を補った場合には、「」を付した。また、私印は（印）、公印は〔印〕とした。文書作成・発出年月日と文書の性格、および収録簿冊番号と簿冊名、「門」「類」「号」については、史料の冒頭に一括して掲げた。

#### 【史料1】台湾民政支部事務分担

明治二九年三月六日台湾民政支部長報告

(11-94-A-3-1-1-0-2)「明治二十八年開府以降軍組織中ニ至ル甲種保存書類」第二門「処務規程」(二九)

〔台湾民政支部署務分担〕

第一課

秘書係

- 一 職員ノ進退黜陟ニ関スル事項
- 一 機密文書ニ関スル事項
- 一 官印ノ保管ニ関スル事項

庶務係

- 一 戸籍ニ関スル事項
- 一 統計報告並文書ノ管理ニ関スル事項
- 一 水火災難救済饑饉賑恤其他賞罰ニ関スル事項
- 一 外国人ニ関スル事項
- 一 他課ノ保管ニ属セザル事項

文書係

- 一 公文金品ノ接受並浄書發送等ノ往復ニ関スル事項

通訳係

- 一 通訳一切ニ関スル事項

第二課

租税係

一 租税及官有財産ニ関スル事項

殖産係

一 農工商ニ関スル事項

一 租税ヲ課セサル諸營業ニ関スル事項

土木係

一 道路橋梁其他土木ニ関スル事項

一 地理ニ関スル事項

学務係

一 学事ニ関スル事項

一 兵事ニ関スル事項

一 運輸通信ニ関スル事項

第参課

警務係

一 警察署警察分署ノ廢設及其区画ニ関スル事項

一 警察各課署事務規程及戸口調査ニ関スル事項

一 警察吏員ノ配置及巡查以下ノ進退賞罰ニ関スル事項

一 警察会議ニ関スル事項

一 課印ノ管守

一 文書ノ交付發送編纂及圖書簿冊ノ整理保存ニ関スル事項

一 警察上ノ統計報告ニ関スル事項

一 備品及貸与品ニ関スル事項

一 給仕小使ニ関スル事項

一 右之外課中他課ノ主管ニ属セサル事項

一 獄務ニ関スル事項

保安係

一 行政取締ニ関スル事項

一 司法ニ関スル事項

一 衛生ニ関スル事項

第四課

支出係

収入係

用度係

以上



## 【史料2】

## 論告文体

明治二八年二月一〇日台湾総督府訓令第二三三号

(五-94-A-5-1-1-0-4.5.6.8)「明治二十八年開府以降軍組織中ニ至ル甲種保存書類」第四門「公文規程」一〇)

一般人民ニ出示スヘキ論告文等ハ自今片仮名交リ文ヲ以テ本文トシ之ニ漢訳ヲ添付シテ揭示スヘシ

## 〔添付文書1〕

## 告論文体ヲ改ムルノ議

夫レ新疆ヲ得テ新政ヲ施サントスルニハ先ツ其人民ヲシテ心服セシメサルベカラス人民ヲシテ心服セシメント欲スレハ時々施政ノ方針ヲ告示セサルベカラス而シテ其告示文ハ極メテ莊重簡明ナルヲ要ス漫ニ土民ノ慣習常例ニ拘々トシテ内外本来ノ分ヲ纂ルヘカラサルハ勿論ニシテ可成の我<sup>(我)</sup>政<sup>(政)</sup>度慣例ニ拠ラシメ以テ其思想ヲ一新セサルヘカラス然ラサレハ何時マテモ旧習ニ浸染シテ自新ノ途ヲ啓クコト能ハサラン小官謹テ台湾総督府諭示集ナルモノヲ視ルニ文体其当ヲ得サルモノアリ句法莊重ヲ欠クモノアリ彼ノ慣例ニ阿リテ本来輕重ノ別ヲ誤ルモノアリ例セハ我政府ノ諸達文ニハ本文ノ末項二年号月日官位姓名ヲ記スルヲ例トスルモ本告論文ニハ欽命台湾総督海軍大將伯爵樺山 為某々事照得云々ト記シ又民政局長官水野為 某事曉諭云々ト記セリ是レ畢竟旧例ニ依リ人民ヲシテ知り易カラシメンコトヲ欲スルヨリシテ故ラニ其文体ヲ用キラレタルモノナルベシト雖トモ我文例ヨリスルトキハ甚タ異様ノ觀ナキコト能ハス又文ノ結末ニ必ス切々特示或ハ曉諭切々ト記スルカ如キモ我公文ノ体ニアラサルヘシ又仰各人民等一體知悉云々ト記スルヲ見タリ仰トハ下ヨリ上ニ対シテ遣フ言葉ニシテ未タ上ヨリ下ニ向テ云ヒシコトヲ聞カス設令清文ニ其例アリトスルモ宜シク忌ムヘキ所ニアラスヤ凡ソ是等

ノ事極テ微細ナルカ如シト雖トモ其国文ノ体ヲ破リ輕重ノ分ヲ纂シ威信ヲ損スルニ至テハ其關係スル所甚大ナルヲ知ルナリ其他扨テ清朝時文ノ体ニ擬シ難澁晦昧再読スルモ尚ホ通曉シ易カラサルモノアリ是レ一ハ起稿者其人ヲ得サルト一ハ創草ノ際推敲ノ暇ナカリシトニ因ルベシト雖トモ抑亦文辭ヲ輕視スルノ誤タラスンハアラサルナリ

夫レ本島人文尙未タ開ケスト雖トモ古來文字ノ国ニ支配セラレ間々學識アリ文辭ヲ能クスルモノ無シトセス然ルニ粗雜ノ文字ヲ掲ケ人民ニ公示セハ或ハ恐ル彼輩ヲシテ日東国武力余アリテ文辭足ラスト云フカ如キ誹評ヲ為スモノアランコトヲ若シ果シテ然ラハ其心服ヲ得ントス亦難カラズヤ或人曰ク文章ノ完美ナルハ人皆之ヲ欲ス独リ奈何セン人民ヲシテ知易カラシメントスルニハ彼ノ慣例ニ仍ラサルヘカラス彼慣例ニ依ラントスレハ隨テ文字ノ拙劣ヲ免カレサルナリト小官謂ラク人民ヲシテ知易カラシムルハ固ヨリ望ム所ナリ然レトモ徒ラニ人民ノ便ヲ欲シテ何時マテモ旧例ヲ改メサルハ決シテ得策ト為ス能ハス聞ク明治ノ初年ニ当リ太政官ノ布告ニハ一々傍訓ヲ附シタリシニ時ノ某參議人民ハ之ヲ知ルノ義務アルモノナレハ今日傍訓ヲ廢セサレハ百年経ルモ尚ホ之ヲ改ムルコト能ハサルベシトノ意見ヲ提出シ遂ニ之ヲ改メタリト云フ是因テ之ヲ觀レハ本島ノ告論文モ強チ清文体ニ依ルヲ要セス先ツ国文（即チ漢字交リ文仮名文ニアラス）ヲ以テ之ヲ掲ケ其後ニ清文ニ訳シタルモノヲ參考ニ供セハ土民ヲシテ自然ニ我文ヲ知得セシムルノ一助ト為ラン然レトモ若シ国文ヲ以テスルハ尙早シト為サハ極メテ平易簡明ナル真ノ漢文ヲ要ス難澁通読スベカラサルカ如キ時俗ノ文ヲ以テスベカラス  
今ヤ賊氛漸ク鎮定シ將ニ大二文治ヲ施サントスル秋ニ当リ是レカ指道標タル文辭ヲ忽諸ニシテ可ナランヤ願クハ自今告諭ヲ發シ又ハ土民ニ対スル諸法律ヲ制定スルニハ宜シク文章修正委員ヲシテ相研磨精練セシメ而シテ後チ其筋ノ決裁ヲ得ルコト、セハ其正鵠ヲ誤マラサルニ庶幾カラシカ

明治廿八年十一月六日

佐倉孫三（印）

謹議

〔添付文書2〕

明治二十八年十二月十日民政局長決裁民第一二四三号

訓第二十三号ニ但書追加建議ノ件

別紙鳳山出張所長紫原亀ニ建議訓第二十三号（諭告文等ハ片仮名交リ文ヲ主トスル件）ニ但書ヲ加ヘ地方庁ニ活版所ヲ設置スル迄諭告文等ハ適宜訳文ノミヲ揭示スルコトヲ得トスル件ハ目下各地方庁事務繁忙ノ際一タヒ訳文ノミヲ揭示スルヲ得ルコト、七八百般ノ揭示総テ仮名交リ文ヲ省略スルノ虞大且民政局ヨリ發送スヘキ日令等ハ別紙参照訓第八号ノ訓示アルニ拘ハラス幾分ノ内成ルヘク文書課公文掛ニ於テ印刷ニ付シテ發送スルコト、相成居候ニ付該建議ハ此俟為置相成可然哉仰高批

〔別紙〕

秘第二十三号

訓第二十三号但書追加ノ建議

訓第八号ニヨレハ人民ニ周知ヲ要スル日令ハ各地方庁ニ於テ浄書又ハ印刷ノ上揭示セサル可カラス当庁ノ如キ未タ活版所ノ設ケナキモ管内ニ揭示ス可キ百余通ノ日令ハ浄書若クハ木版摺ノ法ニヨラサル可カラス而シテ日令并ニ当庁ノ諭告類続々揭示ヲ要スルニ当リ浄書ノ急需ニ応スル能ハサルハ論ヲ俟タス然ルニ当域内木版師ハ目下僅カニ二名ニシテ一日漸ク百字ヲ彫刻スル実況ナレハ日令諭告文共ニ訳文ノミヲ浄書若クハ彫刻セシムルモ筆生又ハ木版師ヲ日々使役シテ猶及ハサル有様ニシテ日令第二十一号ノ如キ長文ニ至ツテハ数十日ノ日子ヲ費サ、ル可カラス（是レ向キニ全令ニ付テハ特ニ印刷本ノ配付ヲ請求セシ所以ナリ）小官ハ開庁以來二名ノ筆生ヲ常備トシ公布文ノ浄書ノミニ従事セシムル外常ニ木版師ニ彫刻ヲ命シ又屢土民中能書ノ者ヲ選ミ一枚若干錢ノ定メヲ以テ昼夜浄書セシメタルコトアリ管内淡水河以東將サニ鎮定セン

トシ民政ノ区域拡張シ且施政ノ進涉<sup>(申)</sup>ニ從ヒ一方ニテハ公布文類繁多ナリ一方ニシテハ揭示ス可キ場所増加スルニヨリ訓第二十三号ヲ遵守セント欲セハ勢日令ノ周知ヲ遲<sup>(緩)</sup>ナラシメ又当庁ノ諭告ニ至テハ其發布ヲ遲延セシメサルヘカラス同号趣旨ノ妥当ナルハ論ヲ待タスト雖モ活版所ノ設ケナキ地方庁ヲシテ強テ之レヲ遵守セシメ為メニ法令ノ公布ヲ遲延ナラシムルハ得失相償ハサル者アラン故ニ至急同号ニ左ノ但書ヲ追加セラレンコト希望ノ至リニ堪ヘス  
但活版所ノ設ケナキ地方庁ニ限り之ヲ設置スルカ又ハ活版業者ノ開業スルニ至ル迄日令并ニ該地方ノ諭告文等適宜詔文ノミヲ揭示スルコトヲ得  
右建議候也

明治廿八年十二月二日

台南民政支部鳳山出張所長 紫原亀二〔印〕

民政局長水野 遵殿

参照

訓第八号

人民ニ周知ヲ要スル日令ノ揭示ハ自今其庁ニ於テ浄書又ハ印刷ノ上揭示方取計フヘシ

参照

訓第二十三号

一般人民ニ出示スヘキ諭告文等ハ自今片仮名交リ文ヲ以テ本文トシ之ニ漢訳ヲ添付シテ揭示スヘシ

## 【史料3】

旧制旧慣ニ関スル法案ハ臨時調査掛ニモ回附

明治三〇年三月四日民政局長決裁民第二二九号

(1119-97-A-9-1-1-0-4「明治三十年台湾総督府公文類纂永久甲種」第四門「公文規程」五)

別紙臨時調査掛長ノ意見ハ至当ノ点モ有之候ニ付旧制旧慣ニ関スル法案ハ參事官ノ審議ニ付セラル、ト同時ニ臨時調査掛

ニモ廻附サレ可然モノト認ム

〔<sup>麻憲</sup>旧制旧慣ニ関スル法案臨時調査掛ニモ回附ノ件杉村掛長内申(印)〕

## 〔別紙〕

今般民政局内ニ臨時調査掛ヲ置キ本島ノ旧制慣例ノ調査ニ従事セシメラレ候処抑モ旧制慣例ヲ調査スルノ立法ニ欠クハカラサルハ尚之レカ法理ノ精研ヲ忽カセニスヘカラサルカ如ク寔ニ此二者ハ立法上ノ双翼ニ候是レ立法ノ要ハ独リ法理ノ完璧ヲノミ旨トスルニアラスシテ實際施政ノ用ヲ濟スルニ職由スル義ト存候然ルニ既往ノ实例ニ於テ諸法令全案ハ皆參事官ニ諮詢セラル、ヲ以テ法理上ニハ間然スル処ナカルヘシト雖トモ時ニ或ハ實際ノ事情ニ適合セサルノ憾ナキヲ保セス当掛員カ法令ノ漢訳ニ従事スル際間々之レアルヲ發見致候幸ニシテ曩キニ当掛設置セラレ其職責ハ重ニ旧制慣例ノ調査ニ在リ乃チ能ク既往立法上ノ欠ヲ補シテ其一機関タルニ余力ナシトセス故ニ自今諸法令ノ參事官ニ諮詢セラル、ト全時ニ當掛ニ廻附シテ其意見ヲ徵セラル、トセハ庶幾クハ民情ヲ參酌シテ其採否ヲ較量シ施政ノ運用ヲ裨補スル一助ト相成可申ト存候依テ右ニ付何分ノ御詮議相成候様致度此段及内申候也

明治三十一年三月一日

民政局長 水野 遵殿

臨時調査掛長 杉村 濬（印）

【史料4】  
電報原書及附属書類保存期限

明治三〇年九月八日民政局長決裁

（一四四-97-A-24-1-10-18）「明治三十年台湾総督府公文類纂甲種永久」第一八門「電信」一二七

電報原書及附属書類保管期限經過後廃止処分方之件

内国電報原書及附属書類ハ六ヶ月間保管之上相当処分ニ致旨通信省達之次第モ有之候ニ付左之通制定相成度此段仰高批

- 一、電報原書ハ六箇月間附属書類件名簿発着対照簿通信料前納証書受領証等ハ壹箇年間電務課ニ於テ保管スル事
- 二、保管期限經過後ノ電報原書及附属書類ハ隨時一箇月分ツ、郵務課ニ送付スル事
- 三、郵務課ニ於テハ右ノ送付ヲ受タルトキヨリ四箇月以内ニ焼棄スル事
- 四、前項焼棄処分執行之際ハ前以テ其時日及場所ヲ電務課ニ通知シ課員ノ立会ヲ求ムル事

## 註

- (1) 本研究は、中野目徹氏との共編著書『近代日本公文書管理制史料集—中央行政機関編—』（岩田書院、二〇〇九年）の続編として企画中の、『同一地方行政機関編—』刊行に向けた調査・準備の一環として為されるものである。
- (2) 熊本史雄『近代史料学』の構築へ向けて、日本近代史研究会編『近代史料研究』第一六号（二〇一六年）。
- (3) 水野保『台湾総督府及び地方庁の文書管理制度論』、檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究—日本近代公文書学研究序説—』（ゆまに書房、二〇〇三年）。
- (4) 檜山幸夫『台湾総督府の文書管理論』、同右。
- (5) 檜山幸夫『台湾統治の構造と台湾総督府文書』、同右。
- (6) 檜山幸夫『台湾総督府の職務権限と台湾総督府機構』、同右。
- (7) 春山明哲『明治憲法体制と台湾統治』、『岩波講座 近代日本と植民地 統合と支配の論理』第四卷（岩波書店、一九九三年）、三九頁。
- (8) 明治三〇年八月三日閣議内決「台湾施政方針」（閣議内決後に松方正義総理より乃木希典台湾総督宛に回送したもの）、国立国会図書館憲政資料室所蔵「後藤新平文書」R33。
- (9) その第五項を引用すれば、左のとおり（同右文書）。  
五、方今台湾ニ於ケル我臣民ハ内地人アリ土人アリ。以テ各其文野ノ懸隔アルヲ免レス。此両民ニ対シ彼此均一ノ法令ヲ之ヲ律セントセハ未開ノ島民ハ殆ント其煩ニ堪ヘサラントスルノ状態アリ。殊ニ従来複雑ナラサル清国法令ノ下ニ支配セラレタル新民其然ルモ亦宜ヘ也ト云フヘシ。然ラハ則島民ニ適合セル法令ヲ以テ均シク内地人ヲ律センカ是レ事実ニ於テ其不可ナルアルヲ免レサル也。  
故ニ將來ニ施行スル法令ハ務メテ簡約ヲ旨トシ且ツ深く其關係ノアル所ヲ審案シ、可及的旧慣習俗ヲ參酌シ以テ実施上ノ難易ト効果ノ如何ニ留意シ、若シ内地人ト土人ト均一ニ律シ難キモノ、如キハ各別ニ法令ヲ布クモ亦敢テ妨ケサル也。
- (10) 佐倉孫三（一八六一—一九四一）は、福島県二本松出身。明治十一年（一八七八）四月、二松学舎に入塾、研鑽を積む。二五歳で千葉県警察官として出仕、佐倉警察署次席警部にまで昇進。以後、警視庁、司法省を経て、東京府に勤務。下関条約締結後、文官第

一陣として渡台。台湾総督府民政局内務部警保課に在籍していた佐倉は、明治二十九年一月、台北郊外の芝山巖学堂で起きた学務部員殺害事件の処理に当たするなどした。学務部を経て、彼はその後一貫して警務関連の業務に就き、警保課高等警務掛長（明治三〇年二月）、鳳山県警視として打狗（現、高雄）警察署長（明治三一年一月、高等官となる）、台南弁務署長（同年六月）を歴任している。この間、佐倉は、台北（景美、大稻埕）、宜蘭（羅東）、澎湖、安平、高雄など、台湾本島各地そして島嶼部にまで足を運んだという。明治三二年春に帰国。その後、静岡県警部（静岡警察署長、浜松警察署長）、山梨県へ異動後、県知事官房文書係を務める。明治三五年五月には同県北都留郡長、明治三七年夏には福建省福州武備学堂の招聘に応じて福州に赴任、六年間滞在する。明治四二年三月に福州を離任した後、再び渡台し、理蕃業務に従事した。著作に、『台風雜記』（国光社、一九〇三年）、『達山文稿』（達山会、一九三七年）、『談藪』（同、一九三八年）などがある。

なお、佐倉の履歴については、西村一之「蕃務本著調査課と「理蕃」…佐倉孫三を通して」、『日本女子大学紀要 人間社会学部』第二四号（二〇一三年）を参照した。

(11) この点については、多くの研究蓄積がある。簡潔に纏められた成果として、ここではさしあたり、前掲、春山、を挙げておく。

(12) 前掲、檜山「台湾総督府の文書管理論」。

(13) 昭和一九年に改正された際に、「永久保存」「二年保存」の二種に簡素化された（前掲、水野、五二九頁）。

(14) 前掲、拙稿。

〔付記〕本研究は、平成二七年度駒澤大学特別研究助成金（個人研究）の交付を得た成果である。